

議案第15号

養父市基金条例の一部を改正する条例の制定について

養父市基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

養父市長 大 林 賢 一

養父市基金条例の一部を改正する条例

養父市基金条例（平成16年養父市条例第68号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
名称	目的	処分	名称	目的	処分
養父市財政調整基金	年度間の財政の調整を行い、将来にわたる市財政の健全な運営に資すること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足の財源に充てるとき。</li> <li>2 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋め合わせるための財源に充てるとき。</li> <li>3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木事業、建設事業経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。</li> <li>4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財</li> </ol>	養父市財政調整基金	年度間の財政の調整を行い、将来にわたる市財政の健全な運営に資すること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足の財源に充てるとき。</li> <li>2 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋め合わせるための財源に充てるとき。</li> <li>3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木事業、建設事業経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。</li> <li>4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財</li> </ol>

改 正 案			現 行		
		源に充てるとき。 5 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。			源に充てるとき。 5 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
養父市企業誘致推進基金	市内への企業誘致を促進し、市の経済発展に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。	養父市企業誘致推進基金	市内への企業誘致を促進し、市の経済発展に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。
養父市立全天候運動場管理運営基金	養父市立全天候運動場の管理及び運営に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。	養父市立全天候運動場管理運営基金	養父市立全天候運動場の管理及び運営に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。
養父市創生基金	養父市まちづくり計画の実施に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。	養父市創生基金	養父市まちづくり計画の実施に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。
養父市農地保全管理基金	農地の保全管理に資すること。	1 目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。 2 積立金の返還の財源に充てるとき。	養父市農地保全管理基金	農地の保全管理に資すること。	1 目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。 2 積立金の返還の財源に充てるとき。
養父市森林経営管理基金	市内森林の整備及びその促進に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。	養父市森林経営管理基金	市内森林の整備及びその促進に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。